平成２７年（フ）第１０６号
島根県安来市東赤江町1372番地16
債務者　田口　雄大
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７４号
栃木県小山市大字羽川561番地25、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目11番地１　コーポ昴Ｉ―203
債務者　町田　　満
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７８号
栃木県鹿沼市泉町2407番地５　柿清マンションＡ
債務者　大嶋　清耶
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８０号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目18番５号
債務者　髙橋　光男
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９１号
栃木県小山市西城南３丁目３番地10　萩山ハイツ101号、前住所栃木県小山市神鳥谷２丁目31番10号　ヤマキハイツパートⅠ―102号
債務者　石川　真純
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９７号
岡山県和気郡和気町和気762番地３朝日団地12棟305号
債務者　湊　　龍治
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０３号
岡山市中区国富1045番地　住吉改良住宅５番館２号
債務者　松田　幸恵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８２８号
東京都北区王子５丁目24―２
債務者　舟窪　　靖
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８６６号
東京都板橋区前野町４丁目10―７―301
債務者　益子百合こと　葛　　慧君
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１１号
東京都板橋区向原３丁目４―６　伊沢方202号
債務者　安吉　清隆
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１２号
東京都町田市小野路町1022―14
債務者　原　伊佐雄
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１３号
東京都渋谷区元代々木町10―３　第２高宏ビル301
債務者　森山由香莉
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１７号
東京都足立区竹の塚４丁目３―29―107
債務者　吉田　　靖
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９２０号
東京都足立区東保木間１丁目６―16　第三キエイハイコーポ301号室
債務者　岩崎　妙子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９２２号
東京都新宿区百人町２丁目23―12―202
債務者　西脇玉子こと　嚴　　玉任
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部